

届出医療のご案内

医療法人 好古堂 きやま高尾病院

当院は、厚生労働省大臣が指定する保険医療機関であり以下の施設基準を九州厚生局へ届け出てサービスを提供しております。

基本診療料の施設基準

- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算3(外来)
- ◆ 療養病棟入院基本料1(160床)
 - ・経腸栄養管理加算
当院では病棟毎に1日
6人以上の看護職員
6人以上の看護補助者が勤務しております。
- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算2(入院)
- ◆ 療養病棟療養環境加算1
病室、廊下、浴室、食堂、談話室等療養に必要な環境を整備しております。
- ◆ 認知症ケア加算3

入院時食事療養に関わるもの

- ◆ 入院時食事(生活)療養(I)
食事は管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は18時以降)、適温で提供しております。
病室などは温度、照明、給水を適切に管理し、快適な療養環境の維持に努めています。

特掲診療料の施設基準

- ◆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆ 救急患者連携搬送料2
- ◆ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ◆ CT撮影及びMRI撮影
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
- ◆ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 摂食嚥下機能回復体制加算3
- ◆ 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆ 入院ベースアップ評価料33